

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年4月24日開催（全国信用金庫協会）]

1. 令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和8年岩手県大槌町の林野火災			
岩手県	4月22日（4月23日）	東北財務局	4月23日

2. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 足元の中東情勢の不確実性を背景に、地政学リスクが一段と高まっている。
- 各金融機関においては、直接の取引先にとどまらず、取引先が関係するサプライチェーン全体に対する影響についてもよく注視していただきたい。
- また、中東情勢の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、2026年3月27日、官民金融機関及び関係省庁を集めた意見交換会を緊急開催し、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等を働きかけるとともに、金融担当大臣をはじめ、関係大臣連名による緊急要請を発出した。
- 各金融機関においては、本意見交換会及び要請文の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくよう、改めてお願いしたい。

3. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

- 2026年3月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。
 - ・ 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026年3月18日付）
 - ・ 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026年3月27日付）

4. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び Q&A の一部改定について

- 2026年3月16日、一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び Q&A を一部改定し、2026年4月1日より、改訂版ガイドライン及び Q&A が適用された。
- ガイドライン及び Q&A の一部改定は、足元における中小企業の事業再生等に向けた支援のニーズの高まりを踏まえ、地域経済の維持・成長に向けた早期事業再生やその手段としての事業承継・M&A の重要性、有事の対応の迅速化・円滑化に向けた平時からの中小企業者・債権者間のコミュニケーションの重要性を示すほか、活用実績を踏まえた実務上の取扱いの明確化等を行い、本ガイドラインの実効性を一層強化することを目的としている。
- 各金融機関においては、一部改定も踏まえ、引き続き本ガイドラインの趣旨・内容について一層の浸透・定着を図るとともに、円滑な事業再生等に向けた主体的な支援に努めていただきたい。

5. 住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について

- 2026年3月31日、各業界団体に対し、住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について、要請文を発出した。
- 具体的には、金利・住宅価格の上昇等を背景に、政府として、住宅ローン利用者の金利リスクの普及啓発に取り組むことに加えて、住宅ローンの非対面手続の拡大など、住宅ローンを取り巻く環境の変化を踏まえて、

- ・ 住宅ローン利用者に対する説明体制の自己点検及び必要に応じた見直し
- ・ 住宅ローン利用者の実態や理解度に応じた金利リスクに関する説明の実施とその高度化に向けた工夫（その時点の経済情勢において合理的と考えられる金利変動を前提とした返済負担額のシミュレーション結果の提示など）の検討・実施
- ・ 住宅ローン既契約者に対する情報提供の充実や住宅ローン利用者からの照会・相談に対する丁寧かつ適切な対応

などを要請している。

- 各金融機関においては、要請内容を踏まえ、住宅ローン利用者に対する説明等に関して、主体的・積極的な取組をお願いしたい。

6. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である 2027 年 3 月末まで残り 1 年を切った。2026 年 3 月末に全国銀行協会（全銀協）が公表した調査報告書によれば、2025 年の手形・小切手の交換枚数は約 1,400 万枚であり、一定の成果は見られるものの、目標値だった年間約 1,000 万枚からは乖離している。さらに、全銀協の調査報告書では、一部の金融機関が既に設定している最終振出期限の前後に、利用者からの問合せが集中する可能性が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、各金融機関においては、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応をより一層推進するとともに、利用者の混乱が生じないように、最終振出期限前から余裕を持って、体制整備や移行推進等、必要な取組の強化をお願いしたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要となる。金融庁も、例えば、全銀協による広報ポスターやセミナーの後援、金融庁ウェブサイトにおける公表等を実施してきた。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促したい。

7. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2026 年 3 月 11 日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意

見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口到手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。

- 2026年4月20日に意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表したので参考にさせていただき、障がい者に配慮した取組を一層進めていただきたい。
- また、今後、例年実施している障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出するため、御協力いただきたい。

8. 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用について

- 我が国においては高齢化の進展とともに認知症等となる高齢者は増加し、今後も増加が見込まれている中で、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが重要な社会課題となっている。
- こうした中、2025年5月の「規制改革推進に関する答申」において、親族間での信託の活用による柔軟な財産管理を推進するため、金融機関において信託口座の開設を円滑に行うことができるよう、金融庁は国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることをその制度の趣旨及び内容と併せて周知すること、とされた。
- 法務省が、新たに信託制度の活用方法を解説したパンフレットを作成・公表した。各金融機関においては、本制度の趣旨及び内容の理解のため、当該パンフレットを活用いただきたい。

(参考) 信託制度のパンフレットの公表について (法務省)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html

9. 2026年2月13日付け金融活動作業部会 (FATF) 声明に係る要請について

- 2026年2月11日から13日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・

地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。

- ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施
- これを受け、2026年4月13日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和8年2月13日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を发出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

10. 不動産業向け貸出（個人による貸家業向け貸出を含む）について

- 国内不動産市場をみると、堅調な国内需要や建設資材の高騰等を背景に、東京や主要都市を中心に住宅用不動産及び商業用不動産の価格が上昇している中、協同組織金融機関の貸出ポートフォリオに占める不動産業向け貸出の割合は増加している。
- 特に、一部の協同組織金融機関では、不動産業向け貸出において、業種集中度が高い先や、営業地区内の事業者向けではあるが、その資金使途が東京や主要都市の物件購入等に充当されている先もみられることから、これらの協同組織金融機関に対して、不動産業向け貸出に係る与信方針・リスク管理の状況等についてモニタリングを実施したところ、
- ・ 限度額管理については、自身のリスク特性を踏まえた管理を行っている

先が見られる一方で、一部の金融機関では業種集中度が極めて高いにもかかわらず限度額を設定していない、あるいは経営体力に比して高い限度額を設定している可能性がある

- ・ ストレステストについては、金利上昇や不動産価格等の情勢の変化を踏まえたストレステストを実施しているほか、その結果を会議での報告など組織内への情報共有だけでなく、入口審査や期中管理等に活用している金融機関が見られる一方、十分なストレステストを行っていない金融機関やその結果を活用できていない金融機関もある

など、リスク管理態勢上の課題が確認された。

- 不動産業向け貸出に注力している協同組織金融機関においては、こうした結果を踏まえ、不動産市況の動向を注視しつつ、各協同組織金融機関の規模・特性を踏まえながら、不動産業向け貸出に係るリスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。財務局等からも、今後対話等を通じてその取組状況について確認していく。

11. 仕組貸出モニタリングレポートの公表について

- 有価証券を裏付資産としてデリバティブを組み込んだ仕組貸出は、一般的な有価証券とは異なり、その複雑な商品性からリスク管理が難しく、外部に対して詳細な情報が開示されないといった留意点がある。
- そのため、金融庁では、地域銀行に対して、仕組貸出に係る各種データ等を徴求し、立入検査を含むモニタリングを実施した上で、2026年3月31日に「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート」を公表した。
- 本レポートは、これまでの金融庁によるモニタリングで把握した仕組貸出の取組状況やその商品性の留意点を整理するとともに、金融機関がリスク管理態勢の強化や開示の充実に向けた対策を講じる上で、重要な論点や参考事例等を取りまとめたものである。

(参考事例)

- ・ 取組開始に当たって内部規程やマニュアルを整備。また、取引を行う1線は、専門知識や実務経験のある部署とし、2線のリスク管理部門が商品性を踏まえたチェックリスト等を作成して牽制
- ・ 仕組貸出を含むストラクチャードファイナンス全体で損失限度額やアラームポイント、アクションプランを設定し、ストレステストも実施

- ・ 貸出残高の推移や今後の取組方針、時価の算定方法、商品特性を踏まえたリスク管理態勢の整備状況等をディスクロージャー誌などの公表資料で開示

等

- 本レポートは、各信用金庫にも参考になるものであり、これらを参考にしつつ、リスク管理態勢の強化や開示の充実に取り組むよう期待している。金融庁としては、各金庫の取組状況や残高・時価情報等の開示状況を徴求した上で、個別金融機関のモニタリングを通じて、こうした取組を促してまいりたい。

12. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行に向けて

- 2026年5月25日の法施行に向けて、2025事務年度は、金融機関の現場担当者とともに実務的な議論を計11回重ねるなど、現場の担当者に腹落ちいただけるよう、取組を進めてきた。

その議論の成果については、2026年4月10日にパブリックコメントに付した「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方（案）」と、3月に全国銀行協会から回付された「企業価値担保権の活用に向けたポイント」という形で取りまとめた。

企業価値担保権の御活用を考えている金融機関においては、ぜひ御参照いただきたい。

- 企業価値担保権は息の長い取組であり、拙速に件数を追うのではなく、「現場の担当者の腹落ち」を最優先にしながら、スモールスタートで着実に育てていくことが重要である。
- 繰り返しになるが、施行日までに準備を整えなければならない性質のものではない。

限られたリソースの中、例えば、足元の不安定な経済情勢の中で、目の前の事業者支援にリソースを優先的に投入するという御判断もあろうかと思う。金融機関それぞれの御事情も踏まえ、事業性融資の推進という本来の目的に立ち返って、適切に御判断いただきたい。

13. 「業種別支援の着眼点」補足資料の公表について

- 金融庁では、金融機関の現場職員の事業性の理解や事業者支援能力の向上を後押しするため、2023年年3月から「業種別支援の着眼点」～事業性の理解と経営改善の視点～」を動画や事例など多様なコンテンツとともに公表

している。「業種別支援の着眼点」は、金融機関において人材育成のツールとして活用されている。

- 2026年3月26日、金融機関の現場のニーズや、有識者・実務家から構成される「業種別支援手法に係る研究会」での議論も踏まえ、以下のとおり、補足資料を公表した。
 - ・ 金融機関の自走化を進めるため、勉強会等で活用できる経営支援事例やケーススタディ
 - ・ 融資相談業務時に活用できるよう、資金別・業種別のポイントを取りまとめた「逆引き着眼点」
- 各金融機関においては、説明会や勉強会等の御要望があれば、ぜひ金融庁までお声掛けいただきたい。

(参考) 金融庁ウェブサイト「業種別支援の着眼点」特設ページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/chuukai/gyousyubetu.html>

14. レビキャリについて

- レビキャリの2026年3月末実績(累計)は、大企業人材の登録者数が6,800人を達成し、マッチング件数は384件となり、前年実績を大幅に上回った。また、登録金融機関数は252機関であり、うち、2025年度の信用金庫の登録は62機関と多くの登録をいただいた。
- 2025年12月に公表した地域金融力強化プランを踏まえ、改正監督指針が2026年4月より施行された。人材紹介業務を行う際には、人材紹介会社等との連携とともに、顧客企業の経営課題等を適切に把握し人材要件を精緻化すること等を重要としている。こうした点を踏まえ、引き続き人材紹介業務に取り組んでいただきたい。
- なお、マッチング実績がある金融機関は、実績がない金融機関と比べ、人材紹介業務を行う体制がしっかり整備されている傾向がうかがえる。限られたリソースの中ではあるが、体制整備も検討いただきながら、引き続きマッチングへの御協力も賜りたい。

(参考) 2026年3月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計6,828人、登録金融機関数：252機関、マッチング件数：384件

15. 生成 AI を活用した金融機関の DX 化に向けた実証研究事業について

- 2026 年 4 月から、金融機関による生成 AI の利活用に関する実証研究事業を開始しており、一般社団法人金融データ利活用推進協会（FDUA）を本事業の委託事業者として選定した。
- 本事業では、金融機関による対顧客向けサービス等のユースケースを創出するとともに、法規制やコンプライアンス等の観点からユースケースの評価・改善を行い、これらのプロセスを通じて得られた知見をガイドラインとして取りまとめて情報提供することで、金融機関全体における高度な生成 AI の実装・横展開を目指している。
- 金融庁としては、金融機関がその規模に関わらず、生成 AI を活用することで生産性を向上させ、顧客に対する金融仲介機能の一層の発揮、ひいては地域企業・地域経済の活性化に繋げていきたい。
- 本事業は、FDUA において実証に用いる AI アプリケーションを開発し、多くの金融機関に検証していただくことを予定しており、参加を希望する全ての金融機関に対し、高度な生成 AI の利活用に取り組む機会を設ける。詳細は今後 FDUA より公表される予定であるが、本事業に参加いただくに当たっては、経営陣を含め、組織として生成 AI をどのように利活用していくかについて議論いただくことが重要である。各金融機関の本事業への積極的な参加を期待している。

16. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

<有効性検証の事例集更新について>

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施に当たり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。
- 公表から約 1 年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年 3 月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。

- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

<預金取扱金融機関間の不正利用口座情報共有枠組みの創設に伴う制度改正等について>

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」の施策の1つとして、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設」が盛り込まれており、本枠組みの実現に向け、官民が連携して取り組むことが重要である。
- 国としても取組を支援するため、2025年度補正予算において措置された「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」において、システム構築費用に係る補助対象事業者を3月に決定した。
- くわえて、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則及び監督指針の改正案に係るパブリックコメントを開始（2026年3月27日～4月27日）したので、内容を御確認いただきたい。

<犯罪収益移転防止法施行規則の改正について(対面の本人確認方法の見直し)>

- 2026年3月6日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのものに限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。
- 2025年6月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027年4月1日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

<マネロンガイドラインの改訂及びFAQの公表について>

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第5次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及びFAQを2026年3月に改訂し、公表した。

- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及びFAQも踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

<口座不正利用対策強化に係る要請文のフォローアップ結果について>

- 2025年9月に要請した口座不正利用対策強化に係る要請文への各金融機関の対応状況を確認するため、2025年11月から12月にかけて、2回目のフォローアップアンケートを実施した。
- 対応状況を集計・分析した結果は、2026年4月以降、金融機関向けに説明会を順次実施するほか、6月を目途に概要を公表予定である。
- 2025年1月の前回アンケートと比べ、口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等は進展が見られた一方、オンライン取引のアクセス環境に着目した不審取引の検知や検知した不正取引に対する適時の保留・制限等システム対応を要する項目の進展は限定的となっている。
- フォローアップは今後も継続的に実施していく予定であり、システム開発等、一定の時間を要する対応事項もあるが、各金融機関においては、システム共同運営主体とも十分な議論をしていただき、計画的かつ可及的速やかに対策を講じていただきたい。

17. サイバーセキュリティに関する取組について

<証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針の改正について>

- 証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025年7月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、2026年2月27日に改正版を公表した。
- インターネットバンキングにおいては、不正送金被害が引き続き発生していることに加え、足元では銀行で顧客のログインID・パスワードが窃取され投資信託が不正に解約される事例が発生している。これらを踏まえ、対応可能な対策から順次、速やかに対応いただきたい。

(参考) 警察庁「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットバンキングにおいて、令和7年は約104億円(昨年同期比で約1.2倍)の不

正送金が発生。

- 不正アクセス・不正取引に関する対策状況については、金融庁として、改正後の監督指針等に照らして適切にモニタリングしていきたい。

<耐量子計算機暗号（PQC）移行に係る実証実験の実施について>

- PQC 移行は、将来にわたり金融業界のビジネスを維持していくために不可欠な取組である。このため、金融庁においては、金融機関による円滑な移行を支援する目的で、PQC 移行に係る実証実験を実施する。
- 具体的には、①金融庁の委託事業者による一部金融機関へのクリプトインベントリ構築支援、②実証実験で得られた知見をまとめたレポート・手引書の金融業界全体への展開等を行う予定である。
- ①については各協会を通じて実証実験の参加希望に関するアンケートを発出し、多数の金融機関から前向きな回答をいただいた。今後、対象となる金融機関に対し、順次声かけを行う予定であり引き続きの御協力をお願いしたい。

（参考1）耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）とは、将来、量子コンピュータが実現・普及した場合に、現在広く利用されている暗号技術が解読されるリスクが高まることを踏まえ、量子コンピュータが実用化された場合でも解読ができないと考えられる暗号技術を指す。

（参考2）クリプトインベントリとは、情報システム内で、どこに、どの暗号を利用しているかを一覧化した資料であり、PQC 移行に取り組むに当たり最初に着手すべき重要な作業。

18. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）は2026年3月27日に金融リテラシー調査（2025年）の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022年）の7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を20%まで引き上げるといふ政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる

金融経済教育の推進が必要である。引き続き御協力をお願いしたい。

19. 安定的な資産形成に向けた対応について

- 中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。
- 金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。
- また、顧客からの照会や相談があった場合には丁寧な対応をお願いしたい。

20. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、2026 年 3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

21. 「AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）」の公表について

- 2026 年 3 月 3 日、「AI ディスカッションペーパー」の第 1.1 版を公表した。これは、2025 年 6 月から 12 月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025 年 3 月に公表した第 1.0 版にアップデートを加えたものである。
- 第 1.1 版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの 4 つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されること

などの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際、本ディスカッションペーパーを 1 つの参考としていただきたい。

- 今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク

管理や法規制等の関係で御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

(以 上)